

第2章

八王子のより良い環境づくりのために

本市では、環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年（平成13年）を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

平成16年3月には、市民・事業者と市の協働により「八王子市環境基本計画」を策定し、計画策定から20年になる令和6年3月に、新たに「第3次八王子市環境基本計画」を策定しました。対象期間は、令和6年度を初年度とした10年間です。

1 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市民・事業者と市の役割、それぞれの取組の基本的な事項を定めるための条例です。

（1）市の役割

- ア 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

（2）市民・事業者の皆さんにしていきたいこと

- ア 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解する
- イ 良好な環境とは何かを考える
- ウ 身近な環境について調べてみる
- エ 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

（3）環境推進会議

市の取組と市民・事業者の皆さんの活動とを結びつけるために設置されています。

環境市民会議や環境保全活動団体などから寄せられた提言や要望、環境市民会議では解決が難しい問題について話し合い、市の取組や環境市民会議の活動などに反映していきます。

（4）環境保全推進地区

市民・事業者の皆さんが、生活し、事業活動を行う身近な地域の環境のために、自ら活動しやすいように、市内を6つの地区に分け、環境保全推進地区を設定しました。



環境保全推進地区

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すための計画です。

令和6年（2024年）3月に策定した第3次環境基本計画では、本市の豊かな自然環境の保全と社会課題の解決に向けた有効活用を推進するため、“生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画”である「生物多様性地域戦略」を一体化させました。

(1) 基本理念

一人ひとりが環境について考え、
その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、
環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

(2) 望ましい環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち



望ましい環境像のイメージ

(3) 計画の期間

望ましい環境像の実現に向けた本計画の対象期間は、令和6年度を初年度とした10年間で、計画の目標年度は令和16年度です。



(4) 基本目標

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、行政など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。本計画では、環境・経済・社会の側面及び生物多様性地域戦略の一体化を踏まえ、全ての環境施策を進めていく上での統合的・横断的な目標として3つの基本目標を設定しています。

基本目標

I

自然と共生できる持続可能なまちの実現

温室効果ガスや廃棄物の排出など環境に対する負荷を抑制するとともに、みどりの質を向上させることで、将来世代に豊かな自然環境を継承できるまちを目指します。また、人とのかかわりの中で形成された自然環境を適切に保全・管理していくことで本市の豊かな生態系サービスを市民が享受し続けられるまちを目指します。

基本目標

II

心地よく豊かに暮らせるまちの実現

人口減少や少子高齢化などに伴う地域の多様な課題を統合的に解決する環境施策を推進することで、Well-beingが実現した市民が豊かに暮らせるまちを目指します。また、公害対策や地球温暖化適応策、自然災害への備えなどにより、市民が安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標

III

地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現

積極的な情報発信や行動変容を促す仕組みづくりなどにより、市民一人ひとりが環境問題を自分事として認識しつつ、環境に配慮した暮らしが実現したまちを目指します。また、各主体との共創による環境保全活動や子どもへの環境教育が活発なまちを目指します。

(5) 基本施策

望ましい環境像が実現した未来に向けては、様々な環境施策を着実に進めて行く必要があります。環境施策の着実な推進と評価をはかるため、環境分野ごとに体系化し、目指すべきまちや暮らしの姿として5つの基本施策を設定しています。

1 自然環境	自然と共生したまちの実現	4 都市・生活環境	快適でしなやかさを持ったまちの実現
2 温暖化対策	ゼロカーボンシティの実現	5 行動変容	環境を考え行動する暮らしの実現
3 資源循環	地球にやさしい循環型社会の実現		

(6) 施策の展開

【自然環境】 自然と共生した まちの実現



1-1 生きものや生態系に関する 情報の収集・活用

- ①自然環境の把握に向けた取組の推進

1-2 多様な生きものと暮らせる 環境づくり

- ①恵み豊かなみどりの保全
- ②みどりのつながりの構築

1-3 生きものとの適切な関係の 構築

- ①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進
- ②獣害対策の推進
- ③愛玩動物対策の推進

【温暖化対策】 ゼロカーボンシティ の実現



2-1 エネルギーの有効活用による 環境負荷の低減

- ①エネルギー使用量の削減
- ②再生可能エネルギーの導入促進
- ③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

2-2 気候変動対策の推進

- ①気候変動に適応したまちづくりの推進

【資源循環】 地球にやさしい 循環型社会の実現



3-1 サーキュラーエコノミーに 向けた取組の推進

- ①ごみ発生抑制と資源化の推進
- ②持続可能なごみ処理体制の構築

3-2 地域資源の循環促進

- ①地域資源の有効活用

【都市・生活環境】

快適でしなやかさを 持ったまちの実現



4-1 自然の恵みを活かした まちづくり

- ①自然環境を活かしたまちの潤い・賑わい創出
- ②自然の機能を活かした都市の強靱化

4-2 美しく快適なまちの保持

- ①まちの美化の向上

4-3 公害のない生活環境の実現

- ①公害のない暮らしの実現
- ②化学物質によるリスクの低減

【行動変容】

環境を考え行動する 暮らしの実現



5-1 環境について知る機会の創出

- ①学びと体験機会の拡充
- ②環境に関する情報発信と啓発の推進

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

- ①環境配慮につながるライフスタイルへの変容促進
- ②持続可能な社会の形成にかかわる人材の育成・支援
- ③多様なパートナーとの連携の強化

本計画では、気候変動の抑制及び生物多様性の保全と様々な環境施策との関連性を明らかにするとともに、包括的な解決を進めていくため、各基本施策に2つの視点として「気候変動の抑制」と「生物多様性の保全」を組み込んでいます。



気候変動の抑制



生物多様性の保全

(7) 地域の行動

地域の環境を保全し、回復させるためには、行政の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動が不可欠です。市民協働の取組として、市内6地域の「環境市民会議」が自ら考え、目指す環境の姿や現状と課題、その解決に向けた主な取組を設定しました。



(8) 計画の推進体制

市民・事業者・行政が相互に連携をはかりながら、市民、事業者、NPO、学校、在勤・在学者など、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組む多様な主体と連携・協力し、本計画に基づく施策を推進します。

